

第9章

準備書についての意見を有する者の意見の概要
及びそれに対する事業者の見解

第9章 準備書についての意見を有する者の意見の概要及びそれに対する事業者の見解

9-1 準備書についての意見書の意見及び事業者の見解

9-1-1 準備書の公告・縦覧

新潟県環境影響評価条例第 15 条の規定に基づき、表 9-1-1 に示すとおり公告縦覧を行った。

表 9-1-1 準備書の公告・縦覧

公告日	平成 25 年 10 月 4 日（金）
公告の方法	官報への掲載 上越市広報「広報上越」への掲載 日刊紙への掲載
縦覧期間	平成 25 年 10 月 4 日（金）から平成 24 年 11 月 5 日（火）まで ただし、土曜日は上越市第 2 クリーンセンターで縦覧可。
縦覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上越市役所自治・市民環境部生活環境課（上越市木田 1 丁目 1 番 3 号） ・ 上越市第 2 クリーンセンター（上越市東中島 2963 番地） ・ 上越市汚泥リサイクルパーク（上越市小泉 947 番地）
縦覧時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
意見書提出期限	平成 25 年 11 月 19 日（火）
意見書提出方法	担当課へ持参、郵送、ファックス、Eメール

9-1-2 意見書の意見の概要及び事業者の見解

準備書に対する意見書は提出されなかった。

9-2 準備書についての新潟県知事の意見及び事業者の見解

9-2-1 準備書についての新潟県知事の意見

準備書についての新潟県知事の意見は以下のとおりである。

1. 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (2) 評価書の作成に当たっては、閲覧者に対しできる限り理解しやすいものとなるよう配慮すること。

2. 事業計画について

当該事業の設計、建設及び運営は、公設民営方式で進めることとしており、各段階において事業主体が異なることから、どのようにして環境保全措置の実施を担保するかを評価書に記載すること。

3. 騒音について

廃棄物運搬車両の走行ルートにおいて、予測される騒音レベルが環境基準値に近接している地点があることから、事業の実施にあたっては、準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、事業による騒音の影響を最小限にとどめること。

4. 温室効果ガス等について

環境保全措置の検討にあたっては、より高効率の発電設備等の導入等既存事例・最新技術の情報収集を十分に行うこと。

また、工事で使用する建設機械、工事用車両等の選択においては、可能な限り排出ガス対策型、省エネルギー型を採用し、温室効果ガスのさらなる排出抑制に努めること。

5. 事後調査について

事業者においては、今後とも本事業についての地域住民の理解が深められるよう、施設の運営に係る測定結果及び工事時におけるモニタリング結果等、情報の提供に努めること。

9-2-2 新潟県知事の意見についての事業者の見解

県知事意見及び事業者の見解を表 9-2-1 に示す。

表 9-2-1(1) 県知事意見及び事業者の見解

分類	知事意見	事業者見解
1 全般的事項	(1)事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講じること。	DBO 事業者には、上越市の施策への協力を要求するものとしており、新たな技術及び取組により、環境負荷を低減できることが判明した場合などにおいては、協議により要求していきます。 また、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、上越市が責任をもって適切な措置を講じます。
	(2)評価書の作成に当たっては、閲覧者に対しできる限り理解しやすいものとなるよう配慮すること。	評価書では、文章の見直しや補足説明の追加を行い、閲覧者に対しできる限り理解しやすいものとなるよう配慮します。
2 事業計画について	当該事業の設計、建設及び運営は、公設民営方式で進めることとしており、各段階において事業主体が異なることから、どのようにして環境保全措置の実施を担保するかを評価書に記載すること。	要求水準書には、設計・建設段階に対して、「建設事業者は、設計・建設業務を実施するにあたり、市が作成する環境影響評価書を遵守すること。」及び「本工事に伴い、工事上の騒音・振動・粉じんを正確に把握するため、騒音・振動・粉じん及び事業敷地周辺の地盤変形等の環境モニタリング等調査を行うこと。」を記載しており、施設運営段階に対しては、「運営事業者は、本業務期間中、本事業に係わる環境影響評価書を遵守すること。また、市が実施する調査または運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、対策を講じること。」を記載しており、DBO 事業者はこれを遵守する契約となっています。 環境影響評価書には、上記内容説明と環境保全措置の実施者について追記します。

表 9-2-1(2) 県知事意見及び事業者の見解

分類	知事意見	事業者見解案
3 騒音について	<p>廃棄物運搬車両の走行ルートにおいて、予測される騒音レベルが環境基準値に近接している地点があることから、事業の実施にあたっては、準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、事業による騒音の影響を最小限にとどめること。</p>	<p>廃棄物運搬車両の走行にあたっては、環境保全措置に記載した「廃棄物搬出入車両の集中を避けるなど、廃棄物搬出入車両の走行台数の低減を図る。」及び「規制速度での走行及びアイドリングストップ、空ぶかしの防止などの運転指導を徹底する。」の2つの環境保全措置を確実に実施するため、運行管理、安全指導を徹底し、事業による騒音の影響を最小限にとどめます。</p>
4 温室効果ガス等について	<p>環境保全措置の検討にあたっては、より高効率の発電設備等の導入等既存事例・最新技術の情報収集を十分に行うこと。</p> <p>また、工事で使用する建設機械、工事用車両等の選択においては、可能な限り排出ガス対策型、省エネルギー型を採用し、温室効果ガスのさらなる排出抑制に努めること。</p>	<p>本事業の事業者募集にあたっては、要求水準書において、「地球環境、地域環境との調和をはかり、工事中も含めて環境に配慮した施設の整備を目指すこと。」及び「工事中において、周辺住民の生活環境及び安全に十分配慮すること。」を事業者に求めております。工事時の省エネルギー型建設機械の使用など個別事項については、環境保全措置の基本的事項として、契約交渉及び実施設計等の各種承諾行為にあたっては、これらの項目についても事業者へ要求していきます。</p>
5 事後調査について	<p>事業者においては、今後とも本事業についての地域住民の理解が深められるよう、施設の運営に係る測定結果及び工事時におけるモニタリング結果等、情報の提供に努めること。</p>	<p>設計建設段階においては、各種測定及び工事進捗状況等についてホームページを活用し、情報を公開していく予定としております。運営段階においても事業敷地に公害監視用データ表示盤を設け、排出ガス中のばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素及び新クリーンセンターにおける発電量等をリアルタイムで表示するほか、ホームページを活用し、排出ガス測定結果等の維持管理状況情報を公表していきます。</p>